

## 生駒市条例第4号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和35年6月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「940円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「1,700円」を「2,000円」に、「710円」を「840円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「71円」を「84円」に、「7円」を「8円」に、「4円」を「5円」に、「700円」を「820円」に、「430円」を「500円」に、「1,400円」を「1,700円」に、「600円」を「710円」に、「30円」を「35円」に、「43円」を「50円」に、「64円」を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300円」を「350円」に、「860円」を「1,000円」に、「2,400円」を「2,700円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「480円」を「540円」に、「4,800円」を「5,400円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1

項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。